

京都市告示第 608 号

介護保険法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 6 号，第 115 条の 9 第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消します。

平成 28 年 2 月 10 日

京都市長 門川大作

事業者 の名称	事業所の名称及 び介護保険事業 所番号	事業所の 所在地	サービス種別	取消年月日
株 式 会 社 祐 也 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	デイサービス太 陽 2670100987	京都市北区平 野上柳町 28 番地の 20	通所介護，介護 予防通所介護	平成 28 年 3 月 31 日

(保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課)